

**アークフラッシュされた全国48箇所の老人施設は8年間インフルエンザの発症が報告されておりません。**

< \* > <http://www.arc-flash.co.jp> アークフラッシュNEWSをダウンロードによりご覧頂けます

2008年5月5日、新華網が報じたところによると、安徽省阜陽市で発生したエンテロウイルス71 (EV71) に対し予防措置が行われる中、同市手足口病予防指揮部の調査の結果、市内の医師が規定に反する処置を行ったとして過失責任を問われることになった。4日、同指揮部の発表によると、4月30日午後、市内潁泉区の児童が低熱と嘔吐のため、村の診療所で受診。対応した医師は精密検査をせず、点滴を行い帰宅させた。翌1日早朝、この児童は発熱のため再度受診、当直だった別の医師は抗炎症剤を点滴しただけだった。さらに午前9時、児童は町の診療所で受診し、血液検査、脳波検査の結果、ウイルス性脳膜炎と診断されたが、担当医師は夜9時にようや県の病院に転院させた。同市手足口病予防指揮部は、これら医師が感染症に関する規定に違反し、県レベルに通報を怠り、適切な処置を行わず、児童の病状を悪化させたとして過失責任を問うことになった。また、同指揮部が各診療所に抜き打ち検査を行ったところ、市内太和県の医師が独自に開発したたんぱく質がEV71に効果があるとして、80元(約1150円)の注射を17人に打っていたことが明らかになった。県はこの医師に注射費用を返還させるとともにその3倍の罰金の支払いを命じた。県によると、これら診療所を管理する村落レベルの幹部が不在だったことが明らかになり、これら幹部に厳密な調査が行われるという。

新華社電によると、中国浙江省衛生庁は5日、同省で手足口病に1198人が感染、1人が死亡したことを明らかにした。手足口病による死者は全国で26人目。感染者は1万2000人以上に拡大している。中国衛生省は、手足口病の発症ピークは6~7月とみて、警戒を呼び掛けている。手足口病の感染は主に6歳以下の子供に広がっており、これまでに安徽省で22人、広東省で3人が死亡している。感染者は安徽で4日までに5840人、広東で5日までに1692人に増えているほか、北京市(1482人)、江蘇省(582人)など計12の省・直轄市から感染が伝えられている。

2008年5月5日、安徽省阜陽市を中心に猛威を奮っている手足口病(エンテロウイルス71型)だが、安徽省衛生庁によると、今月4日までに省内の感染者が5840人に上ったことが分かった。中国新聞社の報道。4日から5日の1日で、安徽省阜陽市では新たな患者398人が報告されている。うち、入院治療を要する患者は253人、死亡例は報告されていない。また、これまでの統計で治癒した患者は2642人、現在も入院治療中の患者が1634人となっている。

北海道別海町の野付半島でオオハクチョウの死骸(しがい)から強毒型の鳥インフルエンザウイルス(H5N1型)を検出したと、環境省が5日、発表した。同省釧路自然環境事務所が1日に実施した簡易検査でウイルスの陽性反応が出たため、北海道大に詳しい検査を依頼していた。秋田県小坂町の十和田湖でも先月、オオハクチョウの死骸から同型のウイルスが見つかり、国内の野鳥からH5N1型のウイルスが見つかったのは04年、07年に続いて4件目となる。環境省は北海道などと連携し、道内の渡り鳥の主要な飛来地と十和田湖周辺の監視を続けているが、鳥の大量死などは見つからない。同省は1~4日まで、これらの地域でハクチョウやガン・カモ類のふん約1000検体を採取しており、今後、ウイルスの保有状況を調べる。北大も、今回検出したウイルスの遺伝子をさらに解析し、十和田湖で検出されたウイルスと由来が同じかどうかなどを調べる。H5N1型の鳥インフルエンザはインドネシアなどで流行が続き、ヒトの感染・死亡例も出ている。韓国では4月に入って全土に流行が広がり、600万羽を越す鶏やアヒルが処分された。環境省野生生物課は「鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と濃密に接触するなど特殊な場合を除いて人には感染しない。死んだ野鳥に近寄らず、ふんに触れた場合は手洗いとうがいをすれば、過度に心配する必要はない」と冷静な対応を呼びかけている

### 違反でないから良いのか？モラルの問題か？ 違う！！人間として問題だ！！

牛肉の産地を偽装表示していた高級料亭「船場吉兆」(大阪市中央区)が、本店の料亭部門で客が残した刺し身やアユの塩焼きなどの料理をいったん回収し、別の客に提供していたことが2日、関係者の証言でわかった。料亭経営を取り仕切っていた当時の湯木正徳前社長(74)の指示で昨年11月の営業休止前まで常態化していたとみられる。一連の不正表示とともに、老舗の高級料亭としてのモラルが改めて問われそうだ。大阪府警も従業員らの事情聴取で、こうした証言を把握している。一方、九州産牛肉を但馬牛などと偽って販売した偽装表示事件について、府警は、表示変更のコストを節約するために偽装を継続したとみて、不正競争防止法違反(虚偽表示)容疑で湯木前社長と長男の喜久郎前取締役(45)らの書類送検に向け、詰めの捜査を急いでいる。

関係者によると、使い回しは、本店の調理場で、仲居が客席から下げてきた器を回収。客がはしを付けた料理は調理人が廃棄するが、はしを付けずに残った料理の一部はいったんトレーなどに移し替え、器に盛り付け直して別の客に提供していたという。使い回されていたのは、アユの塩焼き、ゴボウをうなぎで包んだ「八幡巻き」、エビに魚のすり身を塗って蒸した「えびきす」など。天ぷらは揚げ直して出すこともあった。さらに、手付かずで残った刺し身も提供していた。接待の宴席などでは、比較的食事に手をつけず接待側の客に使い回しの料理を出していたといわれ、元従業員は「先輩の調理人から『使えるものはすべて使う』と指示され、残った料理をえり分けていた。1人数万円の料金を取っていた高級料亭として恥ずかしい」と話している。これらの使い回しについては、府警も一連の捜査の過程で事情を把握しているという。食品衛生法は、腐敗などで健康を損なう恐れがある食品を販売することを禁じているが、使い回しに関する規定はないと

いう。厚生労働省の担当者は「品質が保たれていれば法律には抵触しない。あくまでモラルの問題だろう」と指摘している。船場吉兆の代理人弁護士は使い回しについて「そうした行為は判明していない」としている。

**弁護士は真実を正確に出す依頼人の代理人で有るべきで、弁護士費用を稼ぐ為の弁護であるなら、依頼人の行為と同等の行為で有る。有った事は有ったと言えば良い**

**\* 発行責任者 株式会社アークフラッシュ本部  
笹川 透**

03-5337-7275 FAX 5337-7465 [sasagawa@arc-flash.co.jp](mailto:sasagawa@arc-flash.co.jp)

過去のアークフラッシュNEWSはホームページよりご覧になれます。